

◎議 事 日 程（第1号）

平成29年5月29日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 市長招集挨拶並びに所信表明
- 日程第5 報告第1号 平成28年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第2号 平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 承認第2号 専決処分事項の承認について（愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 議案第20号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第21号 愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第22号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 請願第3号 子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について
- 日程第13 請願第4号 「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願について
- 日程第14 選挙第4号 愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第15 同意第1号 愛西市副市長の選任について
- 日程第16 同意第2号 愛西市教育委員会教育長の任命について
- 日程第17 同意第3号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第18 同意第4号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第5号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 同意第6号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 同意第7号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第8号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第9号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第10号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第25 同意第11号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第26 同意第12号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第27 同意第13号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第28 同意第14号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第29 同意第15号 愛西市農業委員会委員の任命について
- 日程第30 同意第16号 愛西市農業委員会委員の任命について

- 日程第31 同意第17号 愛西市農業委員会委員の任命について  
 日程第32 同意第18号 愛西市農業委員会委員の任命について  
 日程第33 同意第19号 愛西市農業委員会委員の任命について  
 日程第34 同意第20号 愛西市農業委員会委員の任命について  
 日程第35 同意第21号 愛西市農業委員会委員の任命について  
 日程第36 同意第22号 愛西市農業委員会委員の任命について  
 日程第37 同意第23号 愛西市教育委員会委員の任命について  
 日程第38 同意第24号 愛西市教育委員会委員の任命について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（20名）

1番	大島一郎君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
5番	竹村仁司君	6番	高松幸雄君
7番	山岡幹雄君	8番	大野則男君
9番	加藤敏彦君	10番	真野和久君
11番	河合克平君	12番	島田浩君
13番	杉村義仁君	14番	鬼頭勝治君
15番	鷺野聰明君	16番	八木一君
17番	石崎たか子君	18番	堀田清君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	加藤良邦君	会計管理者兼 会計室長	水谷永君
総務部長	伊藤長利君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教育部長	大鹿剛史君
市民協働部長	伊藤裕章君	上下水道部長	鷺野継久君
消防長	足立信夫君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水谷辰也君
産業振興課長	滝川豊彦君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	加 納 敏 夫
書 記	服 部 芳 樹	書 記	近 藤 泰 史

---

午前10時00分 開会

○議長（大島一郎君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において、申し出を行った報道機関に対し、撮影を許可することにいたしますので御了承をお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（大島一郎君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、11番・河合克平議員、12番・島田浩議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（大島一郎君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、3月24日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る3月24日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日5月29日から6月22日までの25日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月22日までの25日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月22日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（大島一郎君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、御報告をしていただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の河合克平議員、お願いいたします。

○11番（河合克平君）

では、海部南部水道企業団の議会の報告をいたします。

平成29年度第1回海部南部水道企業団議会臨時会が平成29年5月23日に行われました。この議会は、井田議長の辞職願が提出されたことと、飛島村選出議員が小川政徳議員になったことに伴い、議長選挙と常任委員の選任を行いました。また、監査委員が任期満了のため、新たな監査委員の同意を行いました。

1つ目、議長選挙については、指名推選にて、飛島村選出の鈴木康祐議員と決定をいたしました。

2点目、常任委員は、総務委員に小川政徳議員、工務委員に鈴木康祐議員と決定をいたしました。

監査委員につきましては、愛西市大井町にお住まいの加藤順啓さんに決定をした次第であります。

以上、第1回臨時会の報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

御苦労さまでした。

次に、海部地区水防事務組合議会議員の神田康史議員、お願いいたします。

○4番（神田康史君）

海部地区水防事務組合の29年度第1回臨時会が平成29年5月24日に行われました。

付議事件としまして、議長選出と副議長選出、まず議長選出については、愛西市選出の真野和久議員に決まりました。

また、副議長選挙については、弥富市選出の三浦義光議員に決定しました。

議案第2号として、組合監査委員の選任同意について、あま市の石田隆義さんに決まりました。以上であります。

○議長（大島一郎君）

御苦労さまでした。

次に、議長より報告いたします。

監査委員より、平成29年1月から3月までに關する出納検査についての検査報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

また、陳情につきましては、お手元の陳情一覧表のとおり所管の委員会へ送付いたします。

次に、去る4月20日、名古屋市で開催されました第100回東海市議会議長会定期総会、並び

に今月24日、東京都で開催されました第93回全国市議会議長会定期総会において、堀田清議員、八木一議員、鬼頭勝治議員、真野和久議員の4名が議員在職15年以上の表彰を受けられました。ここに、多年にわたる功績に対し、深甚なる敬意をあらわすとともに、今回の栄誉ある受賞を心よりお喜び申し上げます。御披露いたします。おめでとうございます。

以上、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・市長招集挨拶並びに所信表明

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第4・市長招集挨拶並びに所信表明を議題といたします。

##### ○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成29年6月愛西市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、条例改正を初め、補正予算、人事案件などを御提案申し上げ、御審議をお願いするものであり、また市長再任に当たり、今後の市政運営に対する取り組みの所信を申し上げ、市民の皆様、並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと思います。

私はこれまで、市政運営に対し、理念でもある「進める決断」と「とどまる勇氣」に基づき、多くの課題に正面から向き合い、全力で取り組んでまいりました。そして、これからの4年間も引き続き市政のかじ取りをお任せいただき、改めてその重責を感じるところでございます。市民の皆様方からいただきました信頼と期待に応えるために、私の理念を貫き、愛西市の現在と未来のために全力で取り組んでまいる所存でございます。

4年前、この場におきまして表明させていただきましたとおり、まずは市の状況を把握し、事業、サービスの再検証を進めてまいりました。現在も進めておりますが、市民サービスの効率化を図るため、統合庁舎による業務の一体化や旧町村時代から引き継いだ施設につきましても順次、利用頻度など、その必要性を検証した上で統廃合を進めてまいりました。また、地域ごとの状況や真に必要なサービスかどうかを十分に検討した上、公共料金の統一化やサービス内容の見直しをしてまいりました。今後におきましても、市民サービスの効率化と行政のスリム化に向け、引き続き見直すべきところは見直し、進めるところは進めてまいります。

さて、よりよい愛西市を次世代に引き継ぐためには、持続可能な財政運営が不可欠です。本市を取り巻く状況を見ると、我が国の景気は緩やかな回復基調は続くものの、個人消費に力強さを欠き、また海外の景気動向に不透明感が強く、景気を下押しされるリスクがある状況です。そして、人口減少と少子・高齢化の急速な進行への波は、本市においても喫緊に対応を迫られる状況となっております。

本市の財政状況の見通しは、普通交付税の合併による特例増加分が昨年度から段階的に縮減が始まっており、その特例も平成32年度までです。その一方で、歳出におきましては、扶助費

や公共施設の維持管理、更新費用の増加などから、より一層厳しい財政状況が見込まれます。こうした局面を打開していくために、事務事業の重点化、効率化をさらに図っていく必要があります。財源の多くを国や県に頼っている状況の中、財政基盤を安定的なものとするため、自主財源確保に向け、関係機関と協力し、現在、工業用地の造成も進めているところであります。

愛西市を昔から支える基盤産業を振興させることはもちろんのこと、新たな企業を誘致することで市内の雇用をふやし、市外から多くの方がこの地を訪れ、移り住んでいただくため、愛西市の誇る観光資源を有効に活用し魅力を発信することで、愛西市が未来にわたり持続可能な基礎自治体となるよう、今後さらにこれらの施策を推進してまいります。

市民の皆さんが健康であることは私の願いであり、健康こそが愛西市の原動力であります。市民の皆さんがみずからの健康状態を把握していただくとともに、地域ぐるみで健康づくりに取り組んでいただく健康なまちづくり事業、親水公園東ゾーンにおける屋外スポーツ施設の整備に関する事業を本会議において提案させていただきました。これら事業を一端として、市民の皆様の健康維持と増進を図っていくとともに、市民と行政がふだんから協力、連携を図ることができるシステムづくりにより、地域の活性化を目指してまいります。

これまでの4年間において、市の礎を築くために推進してきたことの中には、さきに申し上げました施設の統廃合、公共料金の一部値上げなど、市民の皆様の御理解と御協力なしには実現し得なかったこともございました。これらもあわせまして、このたびの選挙におきまして、改めて市民の皆様へ私の市政に対する思いを訴え、市民の皆様からも、現在の市政、今後の市政に対し、多くの思いをいただきました。愛西市には、名古屋都市圏のベッドタウンとしての地理的要素、ハスの花に代表される観光資源、肥沃な土地を生かした基盤産業など、まだまだ成長する部分が潜在していると私は思っております。

これらは当然、ここに住む我々が行動を起こさなければ成長はあり得ません。世代を問わず、多くの市民の皆様と行政が協働して、愛西市を成長させるためのさまざまな課題に取り組み、解決し、さらにより提案を生み出していく積み重ねが愛西市に対する地域愛を深め、次世代へ引き継ぐための推進力につながるものと考えております。

再び負託を受けたこれからの4年間、市民の皆様、並びに議員各位のお力をおかりしながら、これから行うべき施策への取り組みをさらに加速させ、全力で市政運営に取り組んでまいり所存でありますので、重ねて市民の皆様方、並びに議員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会に御提案申し上げます議案につきましては、報告2件、条例の一部改正4件、補正予算1件、人事案件24件の計31件であります。

一般会計補正予算（第1号）につきましては、平成29年度当初予算が行政運営の基本となる義務的経費を中心とした骨格予算でお認めをいただいておりますので、今回の補正予算は、先ほど申し上げました親水公園東ゾーン整備事業を初め、政策的経費といたしまして、市全体で健康意識を高めることを目指す取り組みとした健康なまちづくり事業や児童クラブ利用児童の受け入れ体制を整えるための児童クラブ室整備事業、永和駅前輪場の防犯カメラ設置事業など

を計上させていただきました。

また、公共施設の維持更新費用としまして、佐織公民館や佐屋保健センター、体育施設などの各種修繕工事、さらに小学校トイレ改修や中学校武道場非構造部材耐震工事の設計などを計上いたしております。

また、生活基盤整備といたしまして、道路側溝舗装工事や道路新設工事費も追加計上しており、骨格予算からの肉づけ予算といたしましては、今回お認めいただきたい補正予算は、総額で6億2,996万6,000円を追加いたしまして、予算総額204億6,496万6,000円といたしております。

以上、本会議にお諮りいたします議案の主な内容について述べさせていただきましたが、各議案とも十分な御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

今後によりよい愛西市実現のため、市民の皆様方、並びに議員各位の一層のお力添えをお願いいたします。招集挨拶並びに所信表明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・報告第1号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第5・報告第1号：平成28年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告をお願いいたします。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、報告第1号：平成28年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、市長名でございませう。

恐れ入りますが、最後のページをお願いいたします。

平成28年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書でございませう。

この繰越計算書につきましては、さきの3月議会で御議決をいただきました繰越明許費につきまして、平成29年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令に規定により、本日、議会へ報告するものでございませう。

内容につきましては、総務費で住民基本台帳システム改修事業、個人番号カード交付事業、民生費で経済対策臨時福祉給付金事業、土木費で道路新設改良事業、企業誘致推進事業、教育費で小学校トイレ改修事業、中学校施設非構造部材耐震化事業の7事業におきまして、年度内に完了ができなかったものでございませう。

繰越額につきましては、7事業合計で3億6,919万7,440円でございます。主な財源内訳といたしまして、国県支出金で2億99万1,000円、地方債で8,440万円でございますので、よろしく願いをいたします。

報告第1号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~



◎日程第6・報告第2号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第6・報告第2号：平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告をお願いいたします。

○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、報告第2号：平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、御説明させていただきます。

これにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

恐れ入りますが、一番最後のページをおめくりください。

平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

これにつきましては、昨年の12月議会で議決をいただきました繰越明許費につきまして、29年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令の規定により、本日、議会へ報告するものでございます。

内容につきましては、公共下水道施設建設事業が年度内に完了ができなかったものでございます。繰越額といたしましては3億9,200万円、内訳といたしましては、収入、特定財源2,742万円、国庫支出金1億3,000万円、地方債が2億3,410万円、一般財源が48万円でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・承認第1号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第7・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）について、御説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、地方税法の改正に伴い、愛西市税条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分いたしましたので報告し、承認を求める必要があるからでございます。

内容につきましては、別紙資料2の一部改正の概要をもとに説明をさせていただきます。

申しわけございません。資料2をごらんください。

それでは、1の専決処分の理由につきましては、平成29年3月27日に、平成29年度税制改正

を踏まえた地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案が成立をいたしまして、3月31日に公布されたことによりまして、平成29年4月1日から、愛西市税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。

主な改正内容といたしましては、固定資産税及び軽自動車税の見直し、並びに税負担軽減措置等の整備を行うものでございます。

次に、2の改正内容につきまして、第33条、所得割の課税標準及び第34条の9、配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除につきましては、特定配当及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について提出されました申請書に記載された事項、その他の事情を勘案いたしまして、市長が課税方法を決定できることを明確化したものでございます。

次に、第48条、法人の市民税の申告納付及び第50条、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続につきましては、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備をするものでございます。

次に、第61条、固定資産税の課税標準につきましては、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定するものでございます。

次に、第61条の2、法第349条の3第28項等の条例で定める割合につきましては、児童福祉法の規定により、次の保育事業の認可を得た者が、直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産に対して課する額を国の参酌基準と同様に定めるものでございます。家庭的保育事業2分の1、居宅訪問型保育事業2分の1、事業所内保育事業2分の1とするものでございます。

次に、第63条の2、施行規則第15条の3第3項、並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出につきましては、居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定するものでございます。

次に、第63条の3、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案分の申し出につきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により、従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備をするものでございます。

次に、第74条の2、被災住宅用地の申告につきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、特例を適用する常設規定を整備するものでございます。

次に、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

次に、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、児童福祉法に規定する特定事業所内保育施設について、5年度分の固定資産税を国の参酌基準と同様に2分の1と定めるものでございます。また、都市緑地法に規定する市民緑地の用に供する土地について、3年度分の固定資産税を国の参酌基準と同様に3分の2と定めるものでござ

ざいます。

次に、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましても、耐震改修が行われました認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定するものでございます。

次に、附則第16条、軽自動車税の税率の特例につきましても、軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年延長するものでございます。

次に、附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例につきましても、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定するものでございます。

次に、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例につきましても、特定配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

次に、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例につきましても、優良住宅の増税等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

次に、附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例につきましても、特例適用配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

次に、附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例につきましても、条約適用配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方法を決定できることを明確化するものでございます。

簡単でございますが、説明につきましては以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第8・承認第2号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第8・承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○消防長（足立信夫君）

それでは、承認第2号：専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したいので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきましたので、報告し、承認を求めらる必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、専決第2号、専決処分書の写しがつけてございます。平成29年

3月31日に専決を行いました。

内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表、2ページ裏面をごらんください。

補償基礎額、第5条の中、第3項、中段にございます金額に、第1号に該当する扶養親族については333円で、改正前より100円の減額になります。

次に、第2号に該当する扶養親族については、1人につき267円につきましては、扶養親族が第2号から第5号までのものを、2号だけを別金額として、その次は1号を繰り下げて、第3号から第6号までを217円とし、第1号に該当しないものは、第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人について300円をそれぞれ加算した額をもって補償基礎額となります。

次に、2ページの下と同項第2号の中で、改正前では、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫が同額でございましたが、改正後は子と孫の金額が別々になりましたので、第2号では「及び孫」を削り、3号に「孫」の一言が加えられたものでございます。

今回の改正は引き下げの改正ということで、不利益不遡及の考え方から、遡及適用を避けるため、専決でお願いするものであります。

承認第2号にお戻りいただきまして、3ページ目の愛西市条例第5号中段、附則、この条例につきましては、平成29年4月1日からでございます。

以上で承認第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第9・議案第20号（提案説明）

### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第9・議案第20号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第20号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について 御説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

改正の内容につきましては、資料の新旧対照表をごらんください。

今回の改正の内容につきましては、第23条に規定する税の軽減判定の基準を引き上げるものでございます。23条第2号の5割軽減におきまして、加算額「26万5,000円」を「27万円」に、第3号の2割軽減におきまして、加算額「48万円」を「49万円」にそれぞれ改正をするもので

ございます。

議案の本文へ戻っていただきまして、附則でございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第21号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第10・議案第21号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、議案第21号について御説明申し上げます。

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、指定管理者制度を導入して、愛西市永和地区公民館を管理するため、改正する必要があるからでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表に基づきまして御説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

条例第4条に2項を加え、指定管理者に公民館の管理を行わせることができるとし、管理の基準を定めております。

第5条におきましては、指定管理者が行う業務の範囲を定めております。

第14条において、指定管理者の公民館の使用に係る料金の取り扱いを定めております。

本文にお戻りいただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第22号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第11・議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,996万6,000円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ204億6,496万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入につきましては私から御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金で、制度改正に対応するためのシステム改修費に伴う障害者総合支援事業費補助金として16万2,000円の補正計上でございます。

次に、第14款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費県補助金で、農業経営者を支援するための経営体育成支援事業費補助金300万円と、産地パワーアップ事業費補助金2,067万8,000円の計上でございます。

同じく、第6目消防費県補助金で、防災備蓄品整備に伴う南海トラフ地震等対策事業費補助金として198万9,000円の計上でございます。

次に、第3項県委託金、第4目教育費県委託金で、学校教育研究委嘱校委託事業委託金を初め、2事業で30万2,000円の計上でございます。

次に、第17款繰入金、第2項基金繰入金、第6目市民協働まちづくり基金繰入金で、寄附金を有効活用するため、2,000万円の計上でございます。

次に、第19款諸収入、第5項雑入、第3目雑入で、健康なまちづくり事業参加費60万円、土地改良施設維持管理適正化事業交付金1,170万円など、合計で1,483万5,000円の計上でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

第20款市債、第1項市債、第3目土木債で、親水公園東ゾーン整備事業に対し、合併特例債を活用し、事業債1億2,820万円の計上でございます。

以上の歳入につきましては、歳出の各事業に関連する特定財源として補正計上させていただいております。

また、お戻りいただきまして7ページ、8ページを、申しわけございませんがお願いをいたします。

今回、不足する財源を第17款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で、2億9,080万円と、申しわけございません。また1枚おめくりいただきまして、9ページ、10ページの第20款市債、第1項市債、第2目臨時財政対策債で1億5,000万円を計上いたしまして、一般財源の収支を図っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

歳入につきましては以上でございます。

歳出につきましては、それぞれの所管部長より御説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

私からは、企画政策部の所管に関するものについて御説明をさせていただきます。

それでは、11ページ、12ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、10目企画費におきまして、平成30年度から37年度までの8年間とする第2次愛西市総合計画を平成28年度、29年度の2カ年度で策定をし、本冊及び概要版として印刷をするため、11節需用費で印刷製本費179万3,000円をお願いするものでございます。以上、よろしくをお願いいたします。

次は、市民協働部長より御説明を申し上げます。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

続きまして私のほうから、市民協働部所管に関するものを説明させていただきます。

同じく、11、12ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、16目交通安全推進費、15節工事請負費で231万1,000円をお願いするものでございます。これは、JR永和駅駐輪場に、利用者が安心して駐輪できるよう、防犯カメラ7台を設置するものでございます。

次に、2款総務費、7項防災費、1目災害対策総務費、11節需用費で740万円をお願いするものでございます。これは、避難所における備蓄食料等の強化を図るものでございます。

同じく、12節でございます。役務費では、防災無線免許の更新手続に係る手数料として、137万1,000円をお願いするものでございます。

同じく、18節備品購入費で193万6,000円をお願いするものでございます。これは、災害用移動炊飯器、組み立て式トイレなど防災用資機材を購入し、避難所機能の向上を図るものでございます。

続きまして、13、14ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、11節需用費で、愛西市総合斎苑の火葬炉設備等の修繕料として517万円をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いします。

次は、健康福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、健康福祉部所管について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、11、12ページをお願いします。

中ほど、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の委託料におきまして、障害者福祉サービスの報酬改定に伴うシステム改修費として16万2,000円の増額補正を全額国庫補助金の充当によりお願いをするものでございます。

次に、2目老人福祉費におきまして、老人福祉施設における経年劣化に伴いまして、修繕費といたしまして221万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2項児童福祉費におきまして、八輪児童クラブの夏休み期間中の増員対応といたしまして、八輪小学校内の教室を利用するための整備費といたしまして、271万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、13、14ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費におきまして、市民の方の参加によるウェブシステムによるデータ管理を利用したウォーキングを通しまして、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図ることを目的とした健康なまちづくり事業といたしまして、508万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、6目保健衛生施設費におきまして、佐屋保健センター屋上防水改修工事費といたしまして、2,784万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、産業建設部長より御説明申し上げます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、産業建設部所管に関するものについて御説明をさせていただきます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、13節委託料におきましては、農地台帳地図を更新するための委託料を計上させていただいております。

同じく、14節使用料及び賃借料におきましては、全国農地ナビ専用のパソコンのリース代を計上させていただいております。

3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金におきましては、イチゴ農家が設備投資するため、国からの各補助金を計上させていただいております。

5目農業土木費、13節委託料におきましては、瀏高排水機場分解整備工事に伴う設計委託料を計上させていただいております。

15節工事請負費におきましては、瀏高排水機場分解整備工事、排水路修繕工事、排水路しゅんせつ工事の予算を計上させていただいております。

19節負担金、補助及び交付金におきましては、各土地改良区が実施します各事業に対する市の補助金を計上させていただいております。

15ページ、16ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、13節委託料におきましては、瀏高町地内の不良道路解消に伴います公共嘱託登記事務委託料を計上させていただいております。

15節工事請負費におきましては、幹線道路の側溝舗装工事、地元要望の地域内側溝舗装工事、道路雪氷対策工事の予算を計上させていただいております。

2目道路新設改良費、13節委託料におきましては、本部田町地内の市道2321号線の道路改良調査設計委託料、須依町地内の市道24号線の歩道設置に伴う分筆測量の公共嘱託登記事務委託料を計上させていただいております。

15節工事請負費におきましては、南河田交差点北側に一部既設道路を含めた新設道路を建設するための道路改良工事費を計上させていただいております。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、13節委託料におきましては、企業団地造成に伴う市所有の道路・水路において、開発区域内の敷地の一部となります道路・水路と、開発区域外で既設のまま残ります道路・水路の敷地の分筆を行うための公共嘱託登記事務委託料を計上させ



ていただいております。

15節工事請負費におきましては、親水公園東ゾーン整備費を計上させていただいております。整備内容につきましては、敷地北側に人工芝のフットサルコート2面を整備し、夜間でも使用可能とするため、照明灯を設置するものであります。残りは駐車場として整備するものであります。

次に、19節負担金、補助及び交付金におきましては、親水公園東ゾーン内に水道管を引き込むため、加入者負担金を計上させていただいております。

以上でございます。

続きまして、消防長から御説明申し上げます。

#### ○消防長（足立信夫君）

それでは、私のほうからは、消防本部所管に関するものについて御説明させていただきます。

それでは、引き続き15、16ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、11節需用費におきまして、庁舎の修繕料といたしまして、本署非常階段塗装修繕料42万3,000円と、トイレ修繕料46万5,000円で、2修繕合計で88万8,000円でございます。

続きまして、3目消防施設費、11節需用費におきまして、消防水利等修繕料としまして、防火水槽フェンス塗装142万6,000円、サイレン等修繕が35万円、火の見やぐら塗装が11万円で、3修繕合計で188万6,000円を計上させていただきました。

次に、15節工事請負費におきまして、消火栓新設工事内で、企業庁誘致消火栓設置工事が253万5,000円、通常消火栓新設工事が300万円で、合計553万5,000円でございます。

消火栓等標識工事が38万3,000円、消防団詰所修繕工事が248万1,000円を計上させていただきます。補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

次に、教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、教育部所管に関するものについて御説明させていただきます。

15、16ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費におきまして、教育費県委託金により、学校教育研究委嘱校委託事業といたしまして、これからの社会を自律的に生きる生徒の育成、また道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援委託事業といたしまして、児童・生徒の心に響く道徳教育の指導のあり方について研究を深めるため、報償費、需用費を合わせまして30万2,000円の追加をお願いしております。

17、18ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費におきまして、永和小学校南校舎、東棟トイレ及び勝幡小学校北校舎、東棟トイレ改修のため、879万1,000円、永和小学校屋内運動場非構造部材耐震工事実施設計委託料といたしまして、248万1,000円を計上しております。

3項中学校費、1目学校管理費におきまして、永和中学校校舎改修工事実施設計委託料及び佐織中学校公共下水接続工事実施設計委託料で490万9,000円、佐屋中学校武道場非構造部材耐震改修工事実施設計委託料で286万8,000円を計上いたしました。

4項社会教育費、2目公民館運営費では、佐織公民館修繕工事費2,622万8,000円を計上しております。

5項保健体育費、2目体育施設運営費では、佐織体育館柔道場畳取りかえ工事で675万円を計上いたしました。

3目学校給食管理費では、勝幡小学校給食室冷蔵庫の老朽化に伴う更新費用といたしまして、備品購入費75万6,000円を計上しております。

以上で平成29年度一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（大島一郎君）

御苦労さまでした。

では、ここで休憩をとりたいと思います。再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開します。

河合議員より発言を求められておりますので、発言を許します。

○11番（河合克平君）

先ほどの諸般の報告において、訂正をお願いいたしたいと思います。

平成29年度と申し上げましたが、平成29年の間違いです。その内容で訂正をお願いいたします。

以上、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・請願第3号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第12・請願第3号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願についてを議題といたします。

この件につきまして、紹介議員より説明を願いたいと思います。

○11番（河合克平君）

それでは、請願の内容について提案をさせていただきます。

読み上げて、提案とさせていただきますので、よろしく願います。

子どもの医療費無料化の拡充を求める請願書について。

請願団体は、子どもの医療費無料化をすすめる会、代表・河合正美であります。紹介議員は、真野和久、加藤敏彦、河合克平、以上3名の紹介議員としております。

請願の趣旨についてですが、愛西市においては、平成22年の小学校6年生までの通院の窓口無料となって以来、中学校卒業までの医療費助成拡大がされていないのが現状であります。近隣市では、中学校卒業までの医療費の完全無料化が進み、平成29年度に新たな実施自治体、あま市、豊橋市、南知多町を入れると、県下の90.74%の自治体で実施されることとなります。

人口の高齢化が一層進み、生産年齢人口の減少など、市の将来に深刻な影響が及ぶことが懸念されております。人口の減少の要因は、さまざまな要因が挙げられますが、安心して子供を産み、育てることのできる環境がまだまだ整っていないことが子育ての経済的な負担の重さが大きな要因の一つであります。経済的な負担の軽減策として重要な、子供の医療費無料化の制度の拡大は緊急の課題となっております。

病気の早期発見、早期治療のためにも、子供の心身の健全な発達を促すためにも、いつでも医療費の心配なく、安心して医療を受けられるよう願ってやみません。

日本国憲法は、個人の尊重を定めています。子供は宝です。全ての子供は、経済的な状況に差別されることなく、どの子も等しく医療を受ける権利を持っています。そして、安心して子供を産み、育てられる愛西市とするため、下記請願項目のとおり、請願署名1,868人分を添えて、早急に子供の医療費の病院窓口の完全医療費無料化を中学校卒業まで拡大することを市に求める議会決議をするよう請願をいたします。

請願項目といたしまして、1. 愛西市は、子供の医療費について中学校卒業まで完全無料化すること。以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・請願第4号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第13・請願第4号：「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願についてを議題といたします。

この件につきまして、紹介議員より説明を願いたいと思います。

##### ○10番（真野和久君）

それでは、「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願書について提案を行います。

請願団体は、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟、代表者・河合坦さんです。紹介議員は、私、真野和久、加藤敏彦、河合克平の3名です。

読んで提案にかえさせていただきます。

請願趣旨、政府は「テロ等組織犯罪準備罪」という口実で、実際の犯罪がなくても、話し合いや相談、計画をただで犯罪とみなす「共謀罪」を今国会で強行採決しようとしています。どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量に委ねられ、国民の思想や内心まで処罰の対象とする違憲立法です。今でも大分県警による労働組合事務所の監視、大垣警察による、原発反対の市民運動に不当な調査が行われていますが、「共謀罪」によって捜査機関による市民生活への監視・盗聴が横行することになります。そのため「共謀罪」の創設は過去3回

にわたって国民の反対で葬られてきました。

「テロ対策」を口実にしていますが、テロとは全く関係のない277の通常の犯罪を対象としています。既に日本はテロ防止のため13本の国際条約を締結し、それに基づいて国内法も整備されています。このもとで新しく「共謀罪」を創設することは、秘密保護法、安保法制＝戦争法を初め、現代版「治安維持法」というべきものです。

したがって、「共謀罪」（組織犯罪処罰法）を改正する必要はありません。

以上の趣旨に立って次のことをお願いいたします。

請願事項、「共謀罪」を組織犯罪処罰法に組み入れた改正をしなくても現行法で十分対応できることの意見を採択し、地方自治法99条の規定により、安倍内閣総理大臣と法務大臣に送付してください。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・選挙第4号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第14・選挙第4号：愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

この件につきましては委員等の任期満了に伴う選挙依頼が議長宛てにありましたので御報告をし、事務局長から説明をさせます。

○議会事務局長（服部徳次君）

それでは、愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について御説明申し上げます。

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、本議会において、委員4名、補充員4名を選挙していただくものでございます。なお、任期は4年でございます。

以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・同意第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第15・同意第1号：愛西市副市長の選任についてを議題といたします。

なお、この件につきましては、鈴木睦君の一身上に関する案件でございますので、鈴木睦君の一時退席をお願いいたします。

〔副市長・鈴木睦君 退場〕

それでは、提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第1号：愛西市副市長の選任について。

愛西市副市長に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、鈴木睦。

提案理由といたしましては、任期が平成29年6月30日で満了するのに伴い、選任する必要が

あるからでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大島一郎君）

次に、同意第1号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

○10番（真野和久君）

今回、副市長の再任ということで、4年前は突然の選任ということで、議会の中でもさまざまな意見がありましたが、今回は再任という形で提出をされました。この4年間の日永市政を支えていく中で、今の鈴木副市長がどのような役割を果たしてきたのかについて説明をしていただけませんか。

○市長（日永貴章君）

今までの鈴木副市長の件でございますけれども、やはり市内外に対しまして、さまざまな努力をしていただけたと思います。特に、職員体制につきましては、さまざまな案件につきましては、先頭に立って改革を進めてきていただいたというふうに私は感じておりますので、今後につきましても、そういったことを中心として、また市外につきましてもさまざまな人脈を使っていただいて、愛西市政の発展のために尽力していただけたというふうに思っておりますので、今後も4年間務めていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑はございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第1号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第1号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思っております。

〔「異議あり」の声あり〕

討論を希望されますので討論を行います。

まず、反対討論のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

真野和久議員。

○10番（真野和久君）

それでは、同意第1号：愛西市副市長の選任について討論を行いたいと思っております。

今回、鈴木睦氏に関して、再任の提案がなされました。鈴木睦氏は、この4年間の日永市長

の市政運営を支えてきたわけでありますが、こうした中での市政運営を振り返っていった場合、さまざまな課題が出ています。庁舎統合の推進や指定管理者制度を進め、また市民サービスの切り下げや公共料金等の引き上げなどで市民負担がふやされてきました。愛西市が合併前から進めてきた保育料や施設使用料など、他に比べても進めてきた施策に関しても引き上げなどが行われ、また子供の医療費助成など、出おくれた部分に関しては現在据え置きがされております。

例えば、施設使用料にかかわる団体助成の切り下げなどにも見られるように、近隣の市町の検討という中で、近隣の中でもおこなっている津島市等が例に出され、それに倣うところがあるなど、さまざまな市民サービスとしても大きな課題があるというふうに考えます。このような点から、今後の市政運営を鑑みても、今回の選任同意に関しては反対をします。

**○議長（大島一郎君）**

次に、賛成討論のある方はどうぞ。

〔「議長いいですか、暫時休憩していただきたいんですけど」の声あり〕

それでは、暫時休憩といたします。

午前11時23分 休憩

午前11時25分 再開

**○議長（大島一郎君）**

再開をいたします。

それでは、賛成討論のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論はなしと認めます。

これにて討論を終わります。

次に、同意第1号を採決いたします。

同意第1号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

ここで、鈴木睦君の退場を解きます。

〔副市長・鈴木睦君 入場〕

それでは、鈴木睦君にお伝えいたします。

同意第1号は、同意することに決定いたしました。

ここで、鈴木睦君より御挨拶いただきます。

**○副市長（鈴木 睦君）**

ただいま副市長選任に当たりまして、御同意をいただいたというふうに理解しております。引き続き副市長を務めさせていただくことになりました。大変光栄に存じ、心からお礼を申し上げます。この4年間につきましては、日永市長のもと、愛西市発展のため、行財政改革など、精いっぱい努めてまいりました。次の4年間につきましては、また気持ちを新たにして、市長

を補佐し、行財政改革を初め協働のまちづくり、人材育成など、課題に全力を尽くしてまいりたいと思います。どうか今後とも格別なる御指導、御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・同意第2号（提案説明・質疑・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第16・同意第2号：愛西市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第2号：愛西市教育委員会教育長の任命について。

愛西市教育委員会教育長に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、平尾理。

提案理由といたしましては、加藤教育長の任期が平成29年6月30日で満了するのに伴い、任命する必要があるからでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大島一郎君）

次に、同意第2号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。同意第2号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、同意第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号を採決いたします。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・同意第3号（提案説明・質疑・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第17・同意第3号：愛西市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第3号：愛西市公平委員会委員の選任について。

愛西市公平委員会委員に下記の者を選任したから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会同意を求める。本日提出、市長名でございます。

氏名といたしまして、齋藤淳。

提案理由といたしましては、任期が平成29年6月30日で満了するのに伴い、選任する必要があるからでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大島一郎君）

次に、同意第3号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。同意第3号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第3号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号を採決いたします。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・同意第4号から日程第21・同意第7号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第18・同意第4号から日程第21・同意第7号までの愛西市固定資産評価審査委員



会委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市長（日永貴章君）**

同意第4号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、浅井裕久。

提案理由といたしましては、任期が平成29年6月30日で満了するのに伴い、選任する必要があるからでございます。よろしく願いいたします。

同意第5号、同じく、愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、安達清。

提案理由といたしましては、任期が平成29年6月30日で満了するのに伴い、選任する必要があるからでございます。どうぞよろしく願いいたします。

同意第6号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、河村豪。

提案理由といたしましては、任期が平成29年6月30日で満了するのに伴い、選任する必要があるからでございます。どうぞよろしく願いいたします。

同意第7号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、伊藤竜也。

提案理由といたしましては、服部委員の任期が平成29年6月30日で満了するのに伴い、選任する必要があるからでございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（大島一郎君）**

次に、同意第4号から同意第7号については同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。同意第4号から同意第7号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。こ

れに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第4号から同意第7号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第4号から同意第7号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第4号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号を採決いたします。

同意第5号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号を採決いたします。

同意第6号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号を採決いたします。

同意第7号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第7号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・同意第8号から日程第36・同意第22号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第22・同意第8号から日程第36・同意第22号までの愛西市農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第8号：愛西市農業委員会委員の任命について。

愛西市農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会同意を求める。本日提出、市長名であります。

記といたしまして、氏名、渥美誠。

提案理由といたしましては、愛西市農業委員会委員の任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第9号：愛西市農業委員会委員の任命について。

同じく、下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、飯田勝。

提案理由といたしまして、任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第10号：愛西市農業委員会委員の任命について。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。本日提出、市長名であります。

記といたしまして、氏名、伊藤里海。

提案理由といたしまして、任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第11号：愛西市農業委員会委員の任命について。

下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、大橋一之。

提案理由といたしましては、任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第12号：愛西市農業委員会委員の任命について。

同じく、下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、加藤さゆみ。

提案理由といたしましては、任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第13号：愛西市農業委員会委員の任命について。

下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、加藤博由。

提案理由といたしましては、任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第14号：愛西市農業委員会委員の任命について。

同じく、下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、後藤和子。

提案理由といたしましては、任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第15号：愛西市農業委員会委員の任命について。

同じく、下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、清水利泰。

提案理由といたしましては、任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第16号：愛西市農業委員会委員の任命について。

同じく、下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、辻義則。

提案理由といたしましては、任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第17号：愛西市農業委員会委員の任命について。

同じく、下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、服部鉄男。

提案理由といたしましては、任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第18号：愛西市農業委員会委員の任命について。

同じく、下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記として、氏名、日永熙。

提案理由といたしましては、任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第19号：愛西市農業委員会委員の任命について。

同じく、下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、堀田守。

提案理由といたしましては、任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第20号：愛西市農業委員会委員の任命について。

同じく、下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、山田臣一。

提案理由といたしましては、任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第21号：愛西市農業委員会委員の任命について。

同じく、下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、山田真弘。

提案理由といたしましては、任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第22号：愛西市農業委員会委員の任命について。

同じく、下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、吉川靖雄。

提案理由といたしましては、任期満了に伴い、任命する必要があるからでございます。どう

ぞよろしくお願ひいたします。

○議長（大島一郎君）

次に、同意第8号から同意第22号につきましては同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

加藤敏彦議員。

○9番（加藤敏彦君）

同意第18号、日永熙氏ですけれども、この方は市長の身内の方だと思っておりますが、いかがですか。

○産業建設部長（恒川美広君）

そのとおりでございます。

○9番（加藤敏彦君）

公正な農業行政を進める上で、そういう身内の方はできるだけ避けるべきだと考えますが、その点はいかがですか。

○産業建設部長（恒川美広君）

日永候補につきましては、農協の理事会を開いて推薦をしていただいておりますので、問題はないというふうに思っています。

○議長（大島一郎君）

他に。

〔挙手する者あり〕

吉川三津子議員。

○2番（吉川三津子君）

理事会を開けば問題がないという、その根拠についてお伺いをしたいと思います。

○産業建設部長（恒川美広君）

理事会の根拠といいたいまいしょうか、市としては、農業委員会等に関する法律の第9条において、市町村長は任命に当たっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないというふうになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○2番（吉川三津子君）

農協から、どうしても出さなきゃいけない法律になっているのかということと、やはり農業委員会というのは、市政から独立した存在であって判断をしなければいけない組織であります。そういったところで、倫理上と公平性というか、その点から、お父様、実父に当たる方でございますので、その点、御遠慮いただくとか、そういった配慮というのは必要ではなかったのか、必要ないのか、その辺の判断について、市長からちょっと御答弁のほうをお願いします。

○市長（日永貴章君）

選任につきましては、先ほど法律のことは部長が申し上げましたけれども、また改めて、選

任の経緯については担当から説明をさせていただきますが、私といたしましては、そういうことを抜きにして、やっぱり公平・公正に農業委員会はあるべきだというふうに思っておりますので、そういった観点で、今回、推薦委員会で選任された方をそのまま私といたしましては上程をさせていただいたということでございます。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

市のほうの選任については、愛西市農業委員会の委員候補選考委員会設置要綱を定めまして、選考委員には副市長と産業建設部長、農業委員会の事務局長で組織をして、愛西市農業委員会委選に関する要綱に従い協議をして決定をさせていただきました。

候補の関係は、欠格事項等にも該当しませんし、あと選任については、農業に関する知識及び経験を有すること、市内の農業の実情に精通していること、市内の農家及び農業者の信頼を得ていること、公平性、中立かつ客観的な立場で判断、相談、調査、指導その他の農業委員業務の適正な遂行ができることとなっておりますので、問題ないというふうに思っております。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はありますか。

[挙手する者あり]

山岡議員。

**○7番（山岡幹雄君）**

今回の愛西市の農業委員会の委員の任命につきまして、2点ほど質問させていただきます。

まず1点は、これは男女の区別が記載されていないんですが、今、御提案されてみえる農業委員につきましては、私が見たところ、女性の方が3人お見えになると思います。それで、以前、議会のほうで推薦差し上げた方々が女性は4名推薦をしておるんですが、なぜ今回3名になったか。これは、女性が4名見えれば別に問題ないです。

あと、実際、公募でやられて、一般の方が何人お見えになって、これが実際選任された経緯についてちょっと説明をお願いします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

まず、1点目の女性4名というお話でしたけれども、個人推薦で2名の方の候補が上がってきたと、あと公募で1名ということで。ただ、4名というのは絶対ということではありませんので、3名という結果でございます。

あと、公募につきましては、先ほどの1名の女性の方が公募されたということでございます。

**○7番（山岡幹雄君）**

農業委員というのは、前は総選挙区で、4地区で農業委員がそれぞれ選ばれてみえた記憶があるんですが、今、公募でやられて、4地区から女性の代表として選ばれるんじゃないかなと僕は思ったんですけど、今回御提示されたこの件につきまして、女性の方のこれからの考え方、市の農業委員に対する考え方はどういう形でやられるのか、その辺よろしくをお願いします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

まず、選挙区は設けることはできませんので、選挙区は設けておりません。

それと、女性の1名公募があった方については、中立の立場の方ですね。

それとあと、女性の方についても男性と同じように、今後の農業委員会の許認可とか担い手の育成の集約化、耕作放棄地の防止、解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいただけるものというふうに思っております。

**○市長（日永貴章君）**

今回の農業委員会の選任につきましては、法律が大幅に改正をされまして、今までですとそれぞれの選挙区で選挙によって選任をされたということと、あとまた議会推薦ということでお願いしていた部分がありますけれども、今後につきましては、やはり法律にのっとって、農業委員会の下部組織もできますので、そういったところで現地調査、またそれぞれの状況などをしっかりと議論をしていただいて、愛西市の状況をしっかりと把握していただいて、しっかりとした農業委員会としての活動をしていただくということになってくるというふうに思っております。

農業委員会自体が、女性が今まで4名活躍していただいたのが、今回から3名の選任をお願いしているわけですが、そういった部分につきまして、やはり下部組織の方々ともよく連携をとって議論していただいて、そういった部分も補完的にやっていただきたいなあというふうには思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

**○議長（大島一郎君）**

真野和久議員。

**○10番（真野和久君）**

済みません。基本的なことなんですけれども、今回の選任に当たっての地区別、それから年齢構成、それからさっきの男女比、それからあと団体推薦とかを含めた推薦とか公募の状況の内訳などについて、ちょっと説明をお願いしたいと思うんですが。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

まず、推薦、公募の状況でございますけれども、推薦14名、公募1名、次に性別については、男子12名、女子3名。

地区別ですか。済みません。地区割を出しておりませんので、ちょっとお待ちいただけますか、済みません。

**○議長（大島一郎君）**

ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後0時00分 再開

**○議長（大島一郎君）**

休憩を解きます。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

失礼をいたしました。

佐屋地区4名、立田地区5名、八開地区3名、佐織地区3名でございます。

年齢につきましては、50歳未満の青年農業者という方につきまして、お2人見えます。山田真弘さん、大橋一之さんの2名でございます。以上でございます。

○10番（真野和久君）

年齢は、50歳未満を青年農業者と規定して、それが2名、それ以外の方は全て50歳以上というくくりになっているんですね。

それとあと、農業者の方が基本だとは思いますが、例えば先ほどの農協からとか、いろんな土地改良とかもありますけれども、そうした団体推薦というのがどういうところから何名ぐらい出ていてということと、農業従事者、またはそうじゃない、先ほど言われた中立な方というような構成について。

それから、先ほど公募1名という話でありましたが、選考の仕方として、まず公募をして、それからあと足りない部分を推薦してもらうのか、あるいは公募枠は何名で、あと推薦枠が何名とかという形で決めたのかという決定の経緯について教えていただけますか。公募が何名あったかも含めて。

○産業建設部長（恒川美広君）

まず、団体ですけれども、あいち海部農業協同組合から11名ですね。あと、愛西市の土地改良区合同事務所から1名、あと個人でありますけど、農業委員さんから2名と、あと公募1名ということで、これにつきましては推薦をしてほしいとは<sup>※</sup>お願いはしていませんけど、公募については、人数については応募があったのが1名ということで理解をしていただきたいなというふうに思っております。

○10番（真野和久君）

質問したのは、公募1名はわかりました。じゃなくて、要はどういう決め方をするのか、団体から何名とか、それから個人から何名とか、公募から何名とかというのをあらかじめ決めてお願いをしていたのかどうかということについて、そうした決め方について説明をお願いします。

○産業建設部長（恒川美広君）

推薦については、先ほど御答弁した人数で<sup>※</sup>ございます。

○議長（大島一郎君）

<sup>※</sup>他に質疑ありますか。



※

[挙手する者なし]

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。同意第8号から同意第22号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、同意第8号から同意第22号につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

次に、同意第8号から同意第22号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

[「異議あり」の声あり]

異議がありますので、討論の希望があるので討論を行います。

まず、反対討論のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

加藤敏彦議員。

○9番（加藤敏彦君）

農業委員の任命につきまして、同意第18号につきましては市長の身内の方ということで、農業委員会は本来独立した行政委員会として公正さを求められるという点で、それは避けるべきだというふうに思います。これまでは選挙による委員の選出という形で、農民の議会と言われたのがこれまでの農業委員会、そして充て職として、農協の組合長として農業委員になられておりましたけれども、今回は市長からの任命という形ですので、直接市長がかかわることですから、そのことは避けるべきだと思います。

それから、以前、農地法のことでもありましたので、議案第18号については適任ではないというふうに考えますので、反対討論とさせていただきます。

○議長（大島一郎君）

他に反対討論の方ありますか。

[挙手する者なし]

ないようでございますので、次に賛成討論のある方どうぞ。

[挙手する者なし]

※ 後日取り消し発言あり

賛成討論はありませんので、これにて討論を終わります。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第8号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第8号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号を採決いたします。

同意第9号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第9号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号を採決いたします。

同意第10号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第10号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号を採決いたします。

同意第11号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第11号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号を採決いたします。

同意第12号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第12号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第13号を採決いたします。

同意第13号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第13号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第14号を採決いたします。

同意第14号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第14号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第15号を採決いたします。

同意第15号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第15号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第16号を採決いたします。

同意第16号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第16号は同意することに決定いたしました。  
次に、同意第17号を採決いたします。

同意第17号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第17号は同意することに決定いたしました。  
次に、同意第18号を採決いたします。

同意第18号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、同意第18号は同意することに決定いたしました。  
次に、同意第19号を採決いたします。

同意第19号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第19号は同意することに決定いたしました。  
次に、同意第20号を採決いたします。

同意第20号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第20号は同意することに決定いたしました。  
次に、同意第21号を採決いたします。

同意第21号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第21号は同意することに決定いたしました。  
次に、同意第22号を採決いたします。

同意第22号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第22号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・同意第23号及び日程第38・同意第24号（提案説明・質疑・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第37・同意第23号及び日程第38・同意第24号：愛西市教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第23号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、堀田直紀。

提案理由といたしましては、任期が平成29年6月30日で満了するのに伴い、任命する必要があるからでございます。

同意第24号：愛西市教育委員会委員の任命について。

同じく、下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、水谷朋和。

提案理由といたしましては、中野委員が平成29年6月30日で離職するのに伴い、任命する必要があるからでございます。

以上、よろしく願いいたします。

### ○議長（大島一郎君）

次に、同意第23号及び同意第24号については同一内容でございますので、質疑は一括いたします。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。同意第23号及び同意第24号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第23号及び同意第24号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第23号及び同意第24号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第23号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第23号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第24号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第24号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして本日の全日程を終了しました。

次の継続会は、6月2日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時18分 散会

